

＜留意事項＞

- ・地図に氏名が記載されている方（農業を担う者）は、地域内（当該農地）で概ね10年後も農業を続けていく意向のある方です。アンケート調査や話し合い、農会長との協議等により確認の上、記載しております。
- ・地域計画区域内の農地において農地転用（農地以外への用途変更）を行う場合、原則として、あらかじめ地域計画区域から除外する手続きが必要となります。（地域計画区域外の農地であっても、転用の際は各種関係法令に基づいた手続きが必要です。）
- ・地域計画策定後、農地中間管理事業を通じて農地の貸し借りをを行う場合、目標地図の内容に基づいて手続きを行います。（貸借する対象農地の借り手は、目標地図に位置付けられている必要があります。）

